

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 8 月 18 日 (月) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席 部会委員 1 岡安 俊也・2 川邊 千秋・3 北澤 奈帆美・4 田村 明
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・9 木下 伸裕・10 小粥 文夫
12 藤田 直樹・13 丸山 耕一・19 太田 義政・21 坂野 大徹
以上 12 名

欠席 委員 11 清水 喜代己・23 水谷 隆

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹
美里：谷川担当主幹 安濃：江副担当副主幹
香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 13 丸山 耕一・21 坂野 大徹

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 7 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 非農地証明願について
議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議事の大要

議長	<p>第8回第1農地部会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は11番 清水 喜代己委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名でございます。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。13番 丸山 耕一委員、21番 坂野 大徹委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに、会長先決の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書の24ページ、議案第2号 番号1、土地の登記面積につきまして、「442.92m²」を「442m²」に訂正をお願いいたします。また、この変更に伴い、24ページの下の合計欄について、「計1,074.92m²」を「1,074m²」に、そして「畑695.92m²」を「695m²」に訂正をお願いいたします。</p> <p>つづいて、令和7年8月の津市農用地利用集積等促進計画、1ページの番号8、4ページの番号19、これらの案件につきましては削除をお願いいたします。また、これらの削除に伴い、9ページの下の合計欄について、「合計90筆」を「88筆」に、「計129,172m²」を「計125,280m²」に、そして「田125,441m²」を「121,549m²」に訂正をお願いいたします。</p> <p>訂正是以上になります。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から7で、件数は7件、合計面積は7,774m²で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから16ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から19で、件数は19件、合計面積は100,284.05m²で、その内訳は田が76,501.72m²、畑が23,782.33m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>17ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成9年9月28</p>

日でございます。

以上、件数は1件、合計面積は372m²で、すべて田でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しております。

18ページをお願いします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 住宅用敷地

以上、件数は1件、合計面積は782m²で、すべて畠でございます。

19ページから20ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 居宅の建設

番号2 車両置場

番号3 長屋住宅新築

番号4 駐車場用地

番号5 宅地造成（一般住宅）

番号6 長屋住宅新築

番号7 一般住宅

番号8 資材置場用地

以上、件数は8件、合計面積は7,644m²で、その内訳は田が7,082m²、畠が293m²、その他が269m²でございます。

21ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 駐車場用地

以上、件数は1件、合計面積は955m²で、すべて田でございます。

22ページをお願いします。

報告第7号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 米・さつまいも・小麦・季節野菜・マイクログリーン、耕作面積 田で0.43ha、畠で0.25ha、合計0.68ha。

番号2 _____、主たる耕作物 サカキ、耕作面積 田で40.00ha、畠で48.00ha、合計88.00ha。

以上、件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案事項の説明をさせていただきます。
23ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 一身田、申請地 一身田大古曾出口_____、登記地目・現況地目とも田、面積 969m² 外1筆、合計面積 1,698m²、受人 _____、面積 9,647m²、渡人 _____。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 櫛形、申請地 産品産ヶ塚_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 836m²、受人 _____、面積 7,540m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号3、地区 明、申請地 芸濃町忍田村ノ内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 9.91m² 外2筆、合計面積 253.91m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は3件、合計面積は2,787.91m²で、全て田でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。8月8日に、地元の推進委員さんと現地確認を行いました。
事務局の説明のとおりで問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 番号2、地区 櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。地元の推進委員さんと連絡を取り、特に問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 番号3、地区 明、お願いします。

小粥委員 10番、小粥でございます。8月8日に推進委員さんと現地を確認いたしましたところ、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
番号1から番号3について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町東鳶_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 442m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、申請地 一身田大古曾桜本_____、登記地目 田、現況地目 公衆用道路、面積 64m² 外1筆、合計面積 118m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。昭和60年2月頃から自宅への進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町赤部北浦_____、登記地目 畠、現況地目 山林、面積 39m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。平成元年頃に植樹をした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 黒田、申請地 河芸町赤部中ノ谷_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 261m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。平成元年頃に植樹をした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町_____、登記地目 畠、現況地目 宅地、面積 214m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和46年頃に家屋を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は5件、面積は1,074m²で、このうち田が379m²、畠が695m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。何ら問題はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号2、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。こちらの案件を8月8日に、地元の推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 番号3と4、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。番号3、番号4と別に問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号5、地区 榛本、お願いします。

小粥委員 10番、小粥でございます。この案件につきましても、8月8日に現地確認をいたしまして、事務局の説明のとおり、何ら問題ございません。よろしくお願ひします。

議長 番号1から番号5について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしようか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 安東町神ノ木_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 225m² 外2筆、合計面積 725m²、受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル接地面積は351.29m²、パネル設置率は48.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 安東町神ノ木_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 585m² 外1筆、合計面積 1,107m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル接地面積は495.94m²、パネル設置率は44.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町鯛本_____、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 49m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。令和5年7月の農地転用の許可後に太陽光発電施設を設置したが、申請地の申請が漏れていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗真、申請地 栗真小川町大門_____、登記地目・現況地目とも田、面積 760m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル接地面積は345.9m²、パネル設置率は45.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 一身田、申請地 一身田豊野よノ坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 235m² 外3筆、合計面積 1,335m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル接地面積は385.78m²、パネル設置率は28.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

26ページをお願いいたします。

番号6、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田宗田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 764m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル接地面積は340.56m²、パネル設置率は44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田宗田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 807m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル接地面積は371.52m²、パネル設置率は46%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町忍田村ノ内_____、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 69m² 外3筆、合計面積 240m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入用道路及び庭用地とするものです。昭和55年に家を建てた際、進入路と駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 313m² 外1筆、合計面積 498m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 榎本、申請地 芸濃町椋本南山ノ花_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,012m² 外2筆、合計面積 4,005m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を宅地分譲用地とするものです。許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

27ページをお願いいたします。

番号11、地区 安濃、申請地 安濃町内多宮ノ裏_____、登記地目・現況地目とも田、面積 308m² 外2筆、合計面積 515m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場及び駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 村主、申請地 安濃町前野里_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 429m² 外1筆、合計面積 628m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル接地面積は299.28m²、パネル設置率は47%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は11,433m²で、このうち田が8,235m²、畠が3,198m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。8日に地元の推進委員と私と事務局と現地確認を行いました。この場所は、_____地区のちょうど_____の隣でございます。そのために、その業者もここへ来ており、雑草の管理について依頼しました。この場所としては問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号3、地区 高野尾、お願いします。

岡安委員 1番の岡安です。何ら問題はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号4、地区 栗真、お願いします。

坂野委員	21番、坂野です。調査当日、都合が悪くて、前もって見てきました。当日は地元推進委員に見てもらいましたけれども、問題ないということでお願いします。
議長	番号5、地区 一身田、お願いします。
田村委員	4番、田村です。8月8日に、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明のとおりで、何ら問題はありませんので、よろしくお願ひします。
議長	番号6と7、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。番号6、番号7と推進委員と現場を見ましたが、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひします。
議長	番号8と9、地区 明、番号10、地区 榛本、お願いします。
小粥委員	10番、小粥です。全て、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	番号11、地区 安濃、お願いします。
藤田委員	12番、藤田です。問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議長	番号12、地区 村主、お願いします。
丸山委員	13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題となる点は認められませんでした。よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。 番号1から番号12について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。 次、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事務局	28ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 安西、申請地 芸濃町岡本東川原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 778 m ² 外1筆、合計面積 2, 594 m ² 、借人 _____、貸人 _____ 外1名。 これにつきましては、申請地を8か月間、砂利採取用地として一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号2、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本下モ田_____、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 1, 157m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を1年間、事業車両転回地、駐車場、資材置場用地として一時転用するものです。令和6年3月頃から車両転回地等に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は3, 751m²で、このうち田が2, 594m²で、畠が1, 157m²でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安西、お願ひします。

木下委員 9番、木下です。8月8日、現地確認をしまして、問題なしです。よろしくお願ひいたします。

議長 番号2、地区 棚本、お願ひします。

小粥委員 10番、小粥です。8月8日、現地確認をして、異議のないことを認めます。

議長 ありがとうございました。
番号1と番号2について、地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 29ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 神戸、申請地 神戸大木_____、登記地目・現況地目とも田、面積 45m² 外2筆、合計面積 341m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本響野_____、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 634m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。平成16年頃から一般個人住宅用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は975m²で、このうち田が45m²、畠が930m²でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 神戸、お願いします。

前川委員 5番、前川です。8月8日に現地確認をいたしまして、地元の推進委員さんも問題ないということですので、事務局の説明どおり特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 番号2、地区 榎本、お願いします。

小粥委員 10番、小粥でございます。8月8日、現地確認をしたところ、特に何も問題ありません。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

番号1と番号2について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 村主、願出者 _____、対象地 安濃町今徳西前野 _____
、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 211m²。

これにつきましては、平成4年10月28日撮影の空中写真撮影記録証明書により、対象地に昭和50年頃から、前所有者が自身の事業に利用するために倉庫を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 村主、お願ひします。

丸山委員 13番、丸山でございます。現地調査の結果、特に異議を認める点はございませんでした。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することといたします。

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明お願ひいたします。

事務局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

9ページをお願いいたします。

件数は52件、合計面積は125, 280m²で、このうち田が121, 549m²で、畠が3, 731m²でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、その案件からご審議をお願いいたします。

整理番号4と5についてです。

_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長	この件についていかがでしようか。 整理番号4、5、該当P1
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 入室してください。
	<入室>
議長	ありがとうございました。 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしようか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 これら案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 これをもって、第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

令和7年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____